

人間文化研究機構公印規程

平成16年4月9日

人間文化研究機構規程第11号

平成18年4月3日改正

平成21年5月12日改正

平成26年1月29日改正

平成28年4月 1日改正

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構（以下「機構」という。）において使用する公印に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(公印の作成等)

第3条 公印の作成又は改刻は、第5条から第8条までの規定により、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる者が行うものとする。

- 一 機構本部に係る公印 機構長
- 二 各機関に係る公印 各機関の長

2. 公印の廃止は、前項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる者が行うものとする。

(印影の届出)

第4条 前条第1項第2号に掲げる者は、各機関等の公印を作成し、若しくは改刻し、又は廃止したときは、別記様式第一号によりその公印の印影を添えて機構長にその旨届出するものとする。

(公印の形式)

第5条 公印は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を附し、その内側に、刻印しなければならない文字を明確な字体で浮き彫りにするものとする。この場合において、「印」又は「の印」の文字を加えて彫刻することができる。

(公印の種類及び寸法)

第6条 公印の種類は、それぞれ別表第一に掲げる公印の種類のうち、第3条の規定により公印の作成又は改刻を行う者（以下「公印制定者」という。）が必要があると認めた

ものとする。

2 公印の種類ごとの寸法は、それぞれ別表第一のとおりとする。

(公印の印材)

第7条 公印の印材には、容易に磨滅又は腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

(特別用途に使用する公印の形式等の特例)

第8条 特別の用途に使用する公印であつて第5条、第6条第2項及び第7条に定める形式、寸法及び印材によりがたいものについては、これらの規定にかかわらず適宜その形式、寸法及び印材を定めることができる。

(公印の管守)

第9条 公印制定者が指定する者（以下「公印管守責任者」という。別表第一に掲げるとおり）は、公印が適切に使用されるよう公印を管理し、及び公印が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。

2 公印管守責任者は、別記様式第一号の様式による公印簿を備え、これに新たに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

3 公印管守責任者は、公印の盗難その他の事故が生じたときは、その旨を速やかに公印制定者に届け出なければならない。

(公印の使用等)

第10条 公印の使用を必要とする場合は、発送しようとする文書（以下「発送文書」という。）に決裁済みの原議書を添えて、公印管守責任者に公印の使用を請求するものとする。

2 公印管守責任者又はその命を受けた職員（以下「公印管守担当者」という。）は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、発送しようとする文書と決裁済みの原議書と照合し、内容に相違ないと認めたとき、公印の使用を承認するものとする。

3 前項の規定により公印の使用を認められた者は、別記様式第二号の公印使用簿に所定の事項を記入の上、発送文書に公印を押印しなければならない。この場合において、公印管守責任者又は公印管守担当者はその押印に立ち会わなければならない。

(代理等)

第11条 機構長、事務局長又はその他の職員に事故等があるため、他の者が臨時代理、事務取扱等を命ぜられその職務を代行する場合においては、その職務を代行される者の公印を使用するものとする。

(公印の印影の印刷)

第12条 一定の字句からなる公文書で多数印刷するものにあつては、公印管守責任者が支障がないと認めるときは、その公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印にかえることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月3日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年1月29日から施行し、平成21年9月30日から適用する。
ただし、地域研究推進センター長の印については平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第一

公印の種類及び寸法並びにその公印管守責任者及び公印管守担当者

公印の種類		寸法	公印管守責任者	公印管守担当者
機 構 本 部	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構の印	30ミリメートル平方	総務課長	総務係長
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構長の印	30ミリメートル平方		
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構理事の印	30ミリメートル平方		
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構監事の印	30ミリメートル平方		
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構経営協議会議長の印	23ミリメートル平方		
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構教育研究評議会議長の印	23ミリメートル平方		
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構機構長選考会議議長の印	30ミリメートル平方		
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構人間文化研究機構のセンター長の印	30ミリメートル平方		
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構センター事務室長の印	30ミリメートル平方		
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構事務局長の印	30ミリメートル平方		
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構総務課長の印	20ミリメートル平方		
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構企画課長の印	20ミリメートル平方		
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構財務課長の印	20ミリメートル平方		
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構施設課長の印	20ミリメートル平方		
	その他の公印	23ミリメートル平方 又は 20ミリメートル平方 のうち 公印制定者が適当と 認めるもの		
各 機 関	館、所及びセンターの印	30ミリメートル平方	公印制定 者が定め る	公印管守 責任者が 定める
	館長及び所長の印	30ミリメートル平方		
	運営会議議長の印	23ミリメートル平方		
	施設長、室長及び管理部長の印	23ミリメートル平方		
	課長の印	20ミリメートル平方		
	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構長の印[認印]	25ミリメートル平方		
	その他の公印	23ミリメートル平方 又は 20ミリメートル平方 のうち 公印制定者が適当と 認めるもの		